

◇特定処遇改善加算に対する取得要件について

1. 介護福祉士の配置等要件として

: 特 養 ⇒ サービス提供体制強化加算又は

日常生活継続支援加算

訪問看護⇒ 特定事業所加算 I 又は II

特定施設⇒ サービス提供体制強化加算又は

入居継続支援加算

; その他 ⇒ サービス提供体制強化加算



算定している場合



特定加算 (I)



算定していない場合



特定加算 (II)

2. 現行加算要件として

現行加算 (I) から (III) までのいずれかを算定していること

3. 職場環境等要件として

『資質の向上』『労働環境・処遇の改善』及び『その他』の区分ごとに1つ以上の取組みを行うこと

4. 見える化要件として

特定加算に基づく取組についてホームページへの掲載等により公表していること

・ 処遇改善に関する加算の算定状況

・ 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

外部から見える形で公表

特定加算 (I) 1 ~ 4 の要件すべてを満たすこと

特定加算 (II) 2 ~ 4 の要件を満たすこと